

令和4年度組織再編内容 【教育委員会に関する事項】

1 組織体制の変更

(1) 教育委員会

課名	変更点	変更理由
社会教育課	・「文化係」を「観光文化部」へ移管する。	・文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化政策と文化事業の所管部署を統合する。
博物館課	・「博物館課」を「観光文化部」へ移管する。	・川越し街道の賑わい創出を博物館と一緒に取り組むとともに、文化財の保存と活用を推進する体制を強化するため、教育委員会から市長部局へ移管する。

(2) 市長部局

部名	変更点	変更理由
産業観光部 ↓ 産業経済部	・部の名称を「産業経済部」に変更する。	・産業政策及び観光・文化政策の強化を図るため、産業観光部を分割・再編する。
【新設】 観光文化部	・「観光文化部」を新設する。	

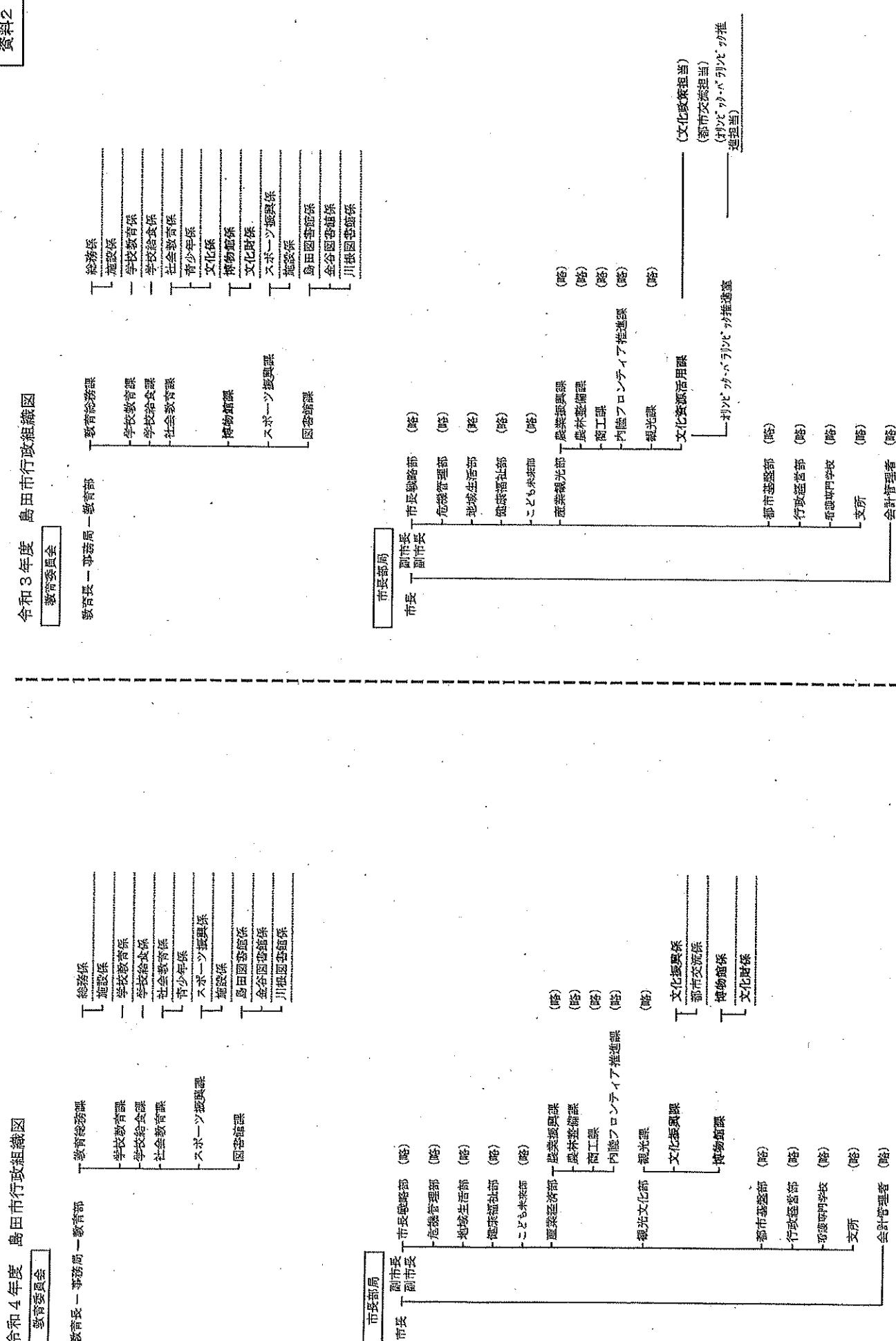
課名	変更点	変更理由
文化資源活用課 ↓ 文化振興課	・「文化政策担当」と「文化係」を統合し、「文化振興係」とする。 ・再編に伴い、課の名称を「文化振興課」に変更する。	・文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化政策と文化事業の所管部署を統合する。

2 分掌事務の移管

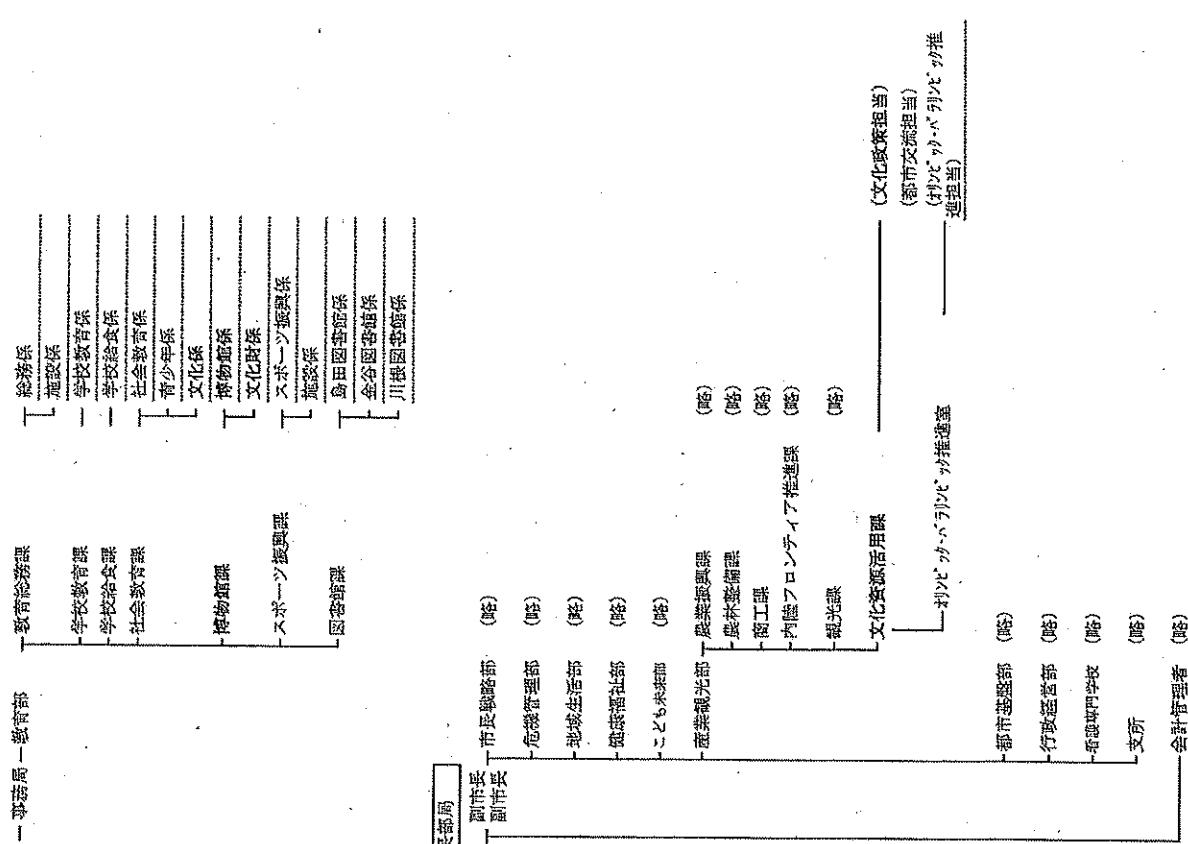
(1) 教育委員会

課名	変更点	変更理由
教育総務課	・教育総務課の「総合教育会議に関する事務」を戦略推進課へ移管する。	・教育行政を総合的に推進するためには、市長部局で執行することが適当であると判断するため、教育委員会から市長部局へ移管する。

鹿田市行政組織圖



令和3年度
教員委員会



文化行政に係る事務分掌

		令和3年度	令和4年度	
文化用 資源 課	文化 係	(1) 文化資源のプロモーションに関する企画及び総合調整に関すること。 (教育委員会の権限に属する事務の委任) ・文化芸術の振興に係る政策の企画に関すること。	博物館課	文化財係
		(教育委員会の権限に属する事務の委任) ・文化芸術の振興に係る政策の企画に関すること。	文化振興課	文化振興係
教育 委員会 社会 教 育 課	文化 係	ア 文化芸術の振興を目的とする事業の企画及び運営に関すること。 イ 文化芸術の振興を目的とする活動の推進に関すること。 ウ 文化芸術の振興を目的とする団体の育成に関すること。	文化振興課	文化振興係
		(市長の権限に属する事務の補助執行) (4) 社会教育課文化係 次に掲げる事務 ア 次に掲げる公の施設の管理に関する事務。 (ア) 島田市民総合施設条例(平成17年島田市条例第107号)第2条に規定する島田市民総合施設プラザおおむら (イ) 島田市金谷生きがいセンター条例(平成17年島田市条例第108号)第2条に規定する島田市金谷生きがいセンター (ウ) 島田市川根文化センター条例(平成20年島田市条例第23号)第2条に規定する島田市川根文化センターチャリム21	文化振興課	文化振興係
教育 委員会 博物 館 課	博物 館 係	(市長の権限に属する事務の補助執行) イ 芸術文化奨励賞に関する事務。	文化振興課	文化振興係
		ア 博物館の管理運営に関する事務。 イ 博物館において行う事業の企画及び運営に関する事務。 ウ 博物館資料の展示及び保管に関する事務。 エ 博物館資料の調査、収集及び活用に関する事務。	博物館課	博物館係
教育 委員会 博物 館 課	文化 財 係	ア 文化財の指定その他文化財の保護に関する事務。 イ 史跡の管理及び整備に関する事務。 ウ 埋蔵文化財の発掘調査に関する事務。	博物館課	文化財係
		エ 市史の編さんに関する事務。 (市長の権限に属する事務の補助執行) (5) 博物館課文化財係 しまだ市民遺産に関する事務。	博物館課	文化財係